

## 車いすの支給対象者に係る検討

### 1 現状

両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養（補償）給付を受けている者（傷病（補償）年金受給者を除く。）であって、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである者については、車いすの支給申請の日より3か月以内に症状固定が見込まれる者に限定し、車いすの支給対象者としている。

したがって、両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養（補償）給付を受けている者（傷病（補償）年金受給者を除く。）については、傷病が症状固定した後において義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである者であっても、3か月以内に症状固定が見込まれる者でない場合には、車いすの支給が受けられない。

### 2 検討の視点

両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養（補償）給付を受けている者（傷病（補償）年金受給者を除く。）については、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかであれば、症状固定の見込み期間を限定せず、支給するべきか。

### 3 検討の方向性（案）

業務災害又は通勤災害により両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失した者が褥瘡等の併発疾病又は排尿障害等の付随疾病の診療のために通院をしている場合については、通院及び社会生活を送るために車いすが必要であることから、症状固定の見込み期間を限定せずに車いすを支給してはどうか。

したがって、車いすの支給対象者のうち療養（補償）給付を受けている者に対する支給基準については、「両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養（補償）給付を受けている者であって、当該傷病の療養のために通院している者で、傷病が固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかであるもの」としてはどうか。